

東谷中学校サポート隊購買部委員会規定

第 1 章 名称及び設置場所

第 1 条 本会は東谷中学校サポート隊購買部委員会（以下「本会」という）と称し、学校内に設置する。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、生徒への教材・学習必需品及び昼食などの提供を目的とする。

第 3 章 運営

第 3 条 本会が運営に責任をもち、業務は担当者が行う。本会は、必要に応じて開催し、購買部運営細則の制定・改正などは本会が行う。

第 4 章 会員

第 4 条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) サポートスタッフ
- (2) 学校側代表
- (3) 委員長はサポート隊隊長とする。

第 5 章 会計

第 5 条 本会の収支は購買部会計とし、運営費・人件費・設備費をまかない、年度末に収支決算を行い、余剰金が出た場合は一部を川西市立東谷中学校部活動・学校環境整備振興に繰り入れる。残金は購買部特別会計に繰り入れる。

第 6 章 会計監査

第 6 条 会計監査は、サポート隊会計監査が行う。

付 則 この規約は平成 9 年 5 月 2 9 日より施行する。

令和 2 年 5 月 ● 日 一部改正(名称、第 1、第 4、第 6 条)